

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				18	10	4	7	9	5	11	1	1	4	10
香川県	高松市	学校教育課 学務係	087-839-2616	○	○	○	○	○	○					http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2936.html
香川県	丸亀市	教育総務課	0877-24-8820	○			○	○	○					http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i98/
香川県	坂出市	学校教育課	0877-44-5024	○			○		○			○		http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/syoutyu-syugakuenjyo.html
香川県	善通寺市	教育総務課	0877-63-6326				○		○					
香川県	観音寺市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-54-5710	○	○		○	○						http://www.city.kanonji.kagawa.jp/info/k11/050921-5.html
香川県	さぬき市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-42-3106	○		○				○			○	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-26-1237	○										https://www.higashikagawa.jp/faq/education.html
香川県	三豊市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-62-1139	○		○	○							http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=4292
香川県	土庄町	教育総務課	0879-62-7012			○				○				
香川県	小豆島町	教育委員会事務局 学校教育課	0879-82-7014		○		○	○	○	○				
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	○									○	http://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1070
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882							○				
香川県	宇多津町	教育委員会 学校教育課	0877-49-8007	○			○	○	○					http://town.utazu.kagawa.jp/child/gakko/
香川県	綾川町	教育委員会 学校教育課	087-876-1180									○		
香川県	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715				○			○				
香川県	多度津町	教育委員会事務局 教育課	0877-33-0700	○		○								http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i1876
香川県	まんのう町	学校教育課	0877-73-0108			○			○					
香川県	三豊市観音寺市学校組合	教育総務課	0875-62-1110			○							○	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援		ケ. その他
	該当団体数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	高松市																						
香川県	丸亀市																						
香川県	坂出市																						平成25年6月に実施された生活保護基準の見直しに伴い、未制度への影響が及ばないよう、この見直し前の基準日である平成24年12月末日現在の生活保護基準を適用するため、改正したものです。
香川県	善通寺市																						
香川県	観音寺市																						
香川県	さぬき市																						
香川県	東かがわ市																						
香川県	三豊市																						
香川県	土庄町																						
香川県	小豆島町																						
香川県	三木町			○																			
香川県	直島町																						
香川県	宇多津町																						
香川県	綾川町																						
香川県	琴平町																						
香川県	多度津町																						
香川県	まんのう町																						
香川県	三豊市観音寺市学校組合																						